

令和2年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	空き家の更なる活用促進に向けた 抜本的な空き家対策の推進		
予算額	80,200 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	まち再生・創造推進室(222-3503)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>平成26年4月に施行した「京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例」，平成29年3月に策定した「京都市空き家等対策計画」に基づき，総合的な空き家対策の推進に取り組み，空き家の適正管理や利活用の促進など一定の成果を上げてきた。</p> <p>今後，少子高齢化の進展，人口や世帯数の減少も見込まれるなど，空き家問題の更なる深刻化が予想されることから，令和元年8月に「空き家の更なる活用促進に向けた抜本的な空き家対策」を取りまとめ，固定資産税等の住宅用地特例の厳格な運用をはじめとした，より一層の空き家の活用促進策に取り組む。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>「空き家の更なる活用促進に向けた抜本的な空き家対策」を強力に推進し，空き家のより一層の活用や放置空き家の発生の抑制を図るため，次の取組を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空き家の更なる活用・流通の促進 空き家対策に資する固定資産税等の住宅用地特例（※1）の厳格な運用を図るため，空き家調査を実施し，住宅用地特例の解除が見込まれる管理不全空き家を捕捉する。 また，空き家所有者による自主改善をより効率的に進めるため，民間活力を活用した相談窓口を設置し，空き家の更なる活用・流通に向けた支援等を行う。 2 市民の安心安全を確保する徹底した危険空き家対策 所有者が判明していない空き家について，専門家による空き家所有者の調査を実施し，指導の迅速化を図る。 また，所有者不明の管理不全空き家について，財産管理人制度（※2）を活用し，その敷地等を売却することで，管理不全空き家の解決を図る。 <p>（※1）居住の用に供されている家屋の敷地について，その税負担を特に軽減する必要から固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置として設けられている。</p> <p>（※2）所有者が不明の場合や死亡後に相続人がいない場合に，家庭裁判所により選任された財産管理人が土地等の財産管理や売却により，処分を行うことができる制度</p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p> <p>「令和2年度国の施策・予算に関する提案・要望について（令和元年6月）」において，「空き家の活用を促進するための，固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化」を国に要望している。</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	京町家の特性をいかした新築等の住宅に係る 普及啓発事業		
予算額	1,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	まち再生・創造推進室(222-3503)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>京都の美しい景観，四季折々の自然と茶道や華道などの歴史に培われた生活文化，洗練された精神文化の象徴である京町家を未来に継承していくために，平成30年度に全面施行した「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」及び同年度策定の「京都市京町家保全・継承推進計画」に基づき，重点的かつ効果的に施策を展開することとしている。</p> <p>京都らしい町並み景観を保全し，生活文化を継承・発展させていくためには，今ある京町家を保全・継承することに加えて，京町家の知恵を継承した，既存京町家と共存できる住まいの建築を促進することも必要であることから，京町家の特徴をいかした新築等の住宅のあり方及び誘導策について，「京都市京町家保全・継承審議会」に部会を設置し，平成30年度から議論を進めている。</p> <p>部会での議論も踏まえ，令和元年度に京町家の知恵や工夫を分かりやすく示したガイドブック（※）を策定し，令和2年度から同ガイドブックに沿った住宅の普及啓発を行う。</p> <p>※ ガイドブック（令和2年3月策定予定） 京町家の特性をいかした住宅を建てるための考え方や設計上の工夫について，事例を交えながら解説したもの。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>京町家の特性をいかした新築等の住宅を普及させるため，本ガイドブックに沿った住宅を認証する制度を開始する。</p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	路地再生に向けた街区計画作成事業		
予算額	3,800 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	まち再生・創造推進室(222-3503)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>京都市では、平成24年7月に歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めるための「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」及び「京都市細街路対策指針」（以下、「取組方針等」という。）を策定し、同取組方針等に基づき、地域住民や民間事業者と連携を図っている。</p> <p>密集市街地や細街路は、地震等の災害時に避難や救助に支障をきたすとともに、火災時の延焼拡大につながるなどのおそれがある。現在、住民と行政の連携による防災まちづくりを中心として、密集市街地等の対策を進めているが、「優先的に防災まちづくりを進める地区」（以下、「優先地区」という。）には、極小な袋路や狭小な住宅が集中しているエリアが多く存在し、避難経路の安全性確保等の個別課題に対する助成事業等の対策だけでは、街区全体の防災性や住環境について十分な改善を図ることが困難である。</p> <p>こうしたエリアの改善を図るため、平成30年度から産官学金で組織する「京都市路地再生プラットフォーム」において、街区の安全性や住環境の向上に資する路地再生を官民連携で促進させる方策について検討を進めており、令和2年度は、具体的な街区での路地再生の事業化を目指している。</p>			
<p>【事業概要】</p> <p>優先地区における更なる防災性の向上を目的として、特に避難困難性が高い街区のうち、地域の発意があるなど路地再生に対する機運が高まっている街区を対象に、地域の意向や民間事業者の意見を踏まえ、街区全体の防災性や住環境の向上に資する街区計画（※）の作成を行う。</p> <p>※ 街区計画 路地同士を接続し、袋路を解消することによる複数方向への避難経路の確保や宅地の集約・再編により、防災性や住環境を向上させる路地再生のための計画</p>			
<p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	地域特性をいかした住民主体のまちづくり支援		
予算額	22,500千円	新規・充実・継続の別	充実
担当課	まち再生・創造推進室(222-3503) 建築指導部 建築指導課(222-3620)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>近年、密集市街地や空き家対策、民泊問題、京町家をはじめとする景観保全等、地域が抱える課題は多様化しており、それらの課題に対しては、長期的視点に基づく各地域の主体的かつ継続的なまちづくりの取組が不可欠である。</p> <p>こうした現状を踏まえ、これまで実施してきた地区計画及び建築協定等を活用したまちづくり支援に引き続き取り組むとともに、多様化する地域のまちづくりニーズに柔軟かつ包括的に対応できる新たなまちづくりの枠組みを構築することを目的に、多様な主体による様々な取組のまちづくりが持続的に展開するために、地域主導の誘導型まちづくりの推進や多様な主体とのマッチング、地域資源の活用促進等を支援スキームの柱とする新たな施策の具体化を進める。</p>			
<p>【事業概要】</p> <p>1 誘導型まちづくり推進事業</p> <p>(1) 誘導型まちづくりコンサルタント派遣事業</p> <p><u>地域の活性化等を目指し、地域が主体的に、地域課題の解決に寄与する事業者や建築計画を誘導・誘致する、地域主導の誘導型まちづくりを推進するため、3地域程度を対象に、まちづくりの専門家を派遣し、まちのビジョンの作成や合意形成等の支援を行う。</u></p> <p>(2) 誘導型まちづくりプランニング支援助成制度</p> <p><u>空き家や低・未利用地を所有する事業者及びオーナー等から公募により選定する2事業程度について、その物件を活用した事業プランを提案し、実事業化を目指す実践的なスクールの開催により、地域まちづくりへの貢献を前提としたプラン構築を支援し、誘導型まちづくりの推進を図る。</u></p> <p>2 建築協定等を活用したまちづくり支援事業（継続）</p> <p>建築協定等の活用によりまちづくり活動を行う地域を主な対象として、まちづくりの専門家を派遣し、住民等による地域の土地利用のルールの見直しや運営体制の構築などの取組を支援し、地域まちづくりの更なる進展を図る。</p>			
<p>【参考（他都市の状況・事業効果など）】</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	都市計画情報ポータルサイトの構築		
予算額	6,300 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	都市企画部 都市計画課(222-3505)		

〔事業実施に至る経過・背景など〕

京都市では、市民や事業者が、用途地域や道路、公園といった都市施設等の都市計画情報、景観保全や眺望景観等の景観情報、建築基準法上の道路種別を示した指定道路情報といったまちづくりに関連する情報について、インターネット上で情報取得できるよう、個別にホームページを立ち上げて、検索するためのシステムを提供している。

このうち、都市計画情報を得るための検索システムは、平成19年度にサービスを開始したものであるが、都市計画情報を掲載した地図画像を張り付けた簡易なシステム（GIS*機能がない）のため、検索したい場所の地図画像データ（PDF）を一枚一枚開いて確認する必要があり、また、拡大・縮小・移動などが自由に行えず、情報の取得に手間がかかる状況にある。

このため、利用者からは、「使いにくく情報を調べきれない」、「反応が遅い」等の意見が寄せられており、早期のシステム改修が求められている。

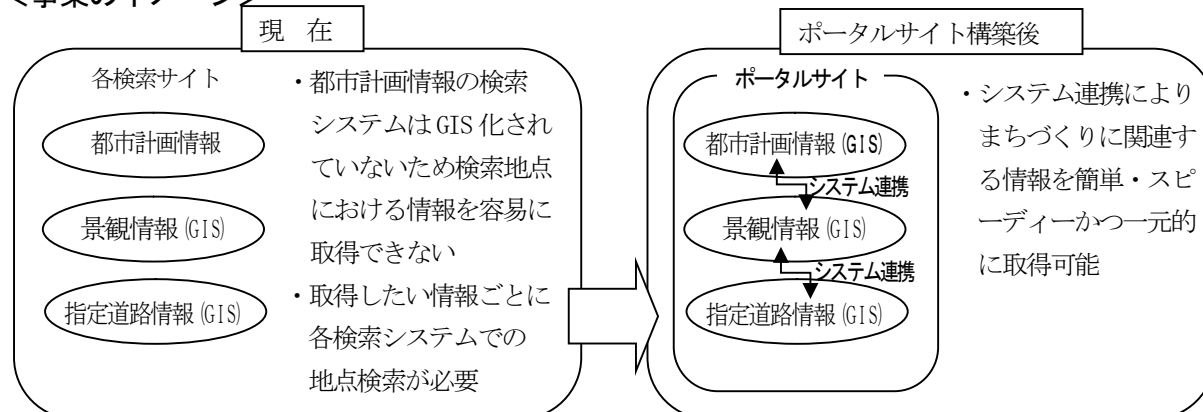
※ GIS（地理情報システム）

Geographic Information System の略称。位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示するもの。

〔事業概要〕

京都市のまちづくりに関心ある市民や事業者が、都市計画情報等のまちづくりに関連する情報を、より簡単かつスピーディに取得できるよう、既存の都市計画情報提供システムを改修してGIS化を行うとともに、個別にシステムを提供している都市計画情報、景観情報、指定道路情報を関連付けた「都市計画情報ポータルサイト」を構築することにより、検索地点におけるまちづくり情報を円滑かつ一元的に取得できるようシステムの改修を行い、情報提供サービスの充実を図る。

＜事業のイメージ＞



〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕

令和2年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	「新景観政策」の更なる進化		
予算額	10,100 千円	新規・充実・継続の別	充実
担当課	都市景観部 景観政策課(222-3397)		
[事業実施に至る経過・背景など] 平成19年9月から実施している「新景観政策」は、策定当初から時代と共に刷新を続ける「進化する政策」であることが求められている。 令和元年度は「新景観政策の更なる進化検討委員会答申」及び「持続可能な都市構築プラン」を踏まえて、地域の特性に応じて暮らしや営みをいきいきとしたものに誘導し、魅力的で活力ある持続可能なまちづくりを推進するため、市民意見募集を実施したうえで、都市計画の見直しを実施したところである。 また、魅力ある夜間景観づくりに向けては、地区ごとの特性に応じた夜間景観を検証するため、三条大橋や岡崎地域をはじめとした市内複数箇所で、仮設の照明装置による社会実験を実施した。			
[事業概要] 令和2年度は、京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、地域ごとのビジョンに応じたまちづくりを推進するため、地域の魅力を高める優れた計画を誘導する特例制度等の活用について、運用の考え方や考慮すべき事項等をまとめたガイドラインを市民や事業者等から意見募集を行ったうえで作成する。 また、魅力ある夜間景観づくりに向けては、社会実験結果等を踏まえ、市民や事業者等と地域の特性を踏まえたビジョンや整備の方向性を共有するため、京都らしい魅力ある夜間景観づくりに向けた誘導指針案を作成する。			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	駅等のバリアフリー化の推進		
予算額	561,888 千円	新規・充実・継続の別	充実
担当課	歩くまち京都推進室(222-3483)		
【事業実施に至る経過・背景など】 高齢者や障害のある方をはじめ、全ての人が安心安全で円滑に移動できる社会を実現するため、駅及び周辺道路等のバリアフリー化を推進する。 平成23年度に策定した「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想において、1日平均利用者数3,000人以上の駅を対象に、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進する「重点整備地区」として10地区(11駅)を選定した。平成24年度からは、地区ごとにバリアフリー化の概要等を定める「バリアフリー移動等円滑化基本構想」(以下、「基本構想」という。)を策定するとともに、鉄道事業者等が行う駅のバリアフリー化整備に対して補助金を交付している。			
【事業概要】 これまでに策定した「基本構想」に基づき、 <u>西大路駅、桃山駅(以上、JR西日本)、鳥羽街道駅(京阪)のバリアフリー化整備を行うとともに京都駅(JR西日本)の可動式ホーム柵の整備を推進する。</u>			
【参考(他都市の状況・事業効果など)】 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想において選定した10地区(11駅)の「重点整備地区」については、平成28年度末までに、全地区の「基本構想」を策定し、令和元年度末までに、9駅(太秦駅、JR藤森駅(以上、JR西日本)、深草駅(京阪)、大宮駅、嵐山駅、松尾大社駅、上桂駅、西院駅(以上、阪急)及び西院駅(京福)のバリアフリー化整備が完了した。 また、残りの2駅(西大路駅、桃山駅(以上、JR西日本))については、令和2年度末の完了を目指して、バリアフリー化整備を実施しているほか、平成30年度末には、鳥羽街道駅(京阪)の基本構想を策定した。			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	市内周辺部における生活交通の維持・確保に係る 民間バス事業者への支援 (運転士不足解消に向けたバス事業者への支援)		
予算額	2,600 千円	新規・充実・継続の別	充実
担当課	歩くまち京都推進室(222-3483)		
[事業実施に至る経過・背景など] 高齢化の進行等に伴い、路線バスをはじめとする公共交通に対する多様なニーズが生じている一方で、全国的な大型二種免許取得者の減少等により、バス運転士等の担い手確保が課題となっている。 各バス事業者では、雇用・労働条件の改善を図るとともに、運転士採用の重要な機会となる就職説明会の通年開催等を行っているが、事業者単位の取組だけでは、情報発信等の面で限界がある。 本市としては、路線バスの重要性・公共性を鑑み、運転士の確保や魅力のPRを目的とした合同就職説明会の開催等を支援することで、本市域バス交通網の維持・確保に取り組む。			
[事業概要] <u>京都市内を運行する路線バス事業者各社局が、運転士の確保や魅力のPRを目的に実施する、京都市内での合同就職説明会の開催等に係る経費について補助を行う。</u>			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	市営住宅団地再生事業 (養正, 錦林, 三条・岡崎, 壬生・壬生東)		
予算額	348,800 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	住宅室 すまいまちづくり課(222-3635)		
[事業実施に至る経過・背景など] 本市の市営住宅においては、老朽化や耐震性能の不足等が課題となっている住宅があり、早急な対策が求められている。 現在、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」では、16団地を団地再生検討団地として位置付け、順次、団地再生事業に着手し、建替えや改善工事等を総合的に実施している。			
[事業概要] 養正, 錦林, 三条・岡崎, 壬生・壬生東の各市営住宅において、老朽化や耐震性能の不足等の課題を解消し、入居者の安心・安全を確保するとともに、周辺地域を含めた地域コミュニティの活性化を図るため、団地再生に向けた構想を策定する。			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	洛西竹林公園子どもの広場再整備		
予算額	213,600 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	都市企画部 都市総務課(222-3610)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 洛西ニュータウンに整備された竹林公園は、洛西地域の特色ともいえる竹林を有する学習・憩いの場として、市民をはじめ多くの来訪者に利用されてきたが、園内にある子どもの広場については、施設の老朽化や魅力の低下が課題となっている。</p>			
<p>[事業概要] 京都市では、平成28年度に策定した「洛西ニュータウンアクションプログラム」に基づき、幅広い年齢層の子どもが自由に安心して遊ぶことができ、保護者も憩うことができる「子どもの楽園」（仮称）として再整備に向けた取組を進めている。 平成29年度は、再整備素案を作成するために、子どもや保護者を対象に住民ワークショップを3回開催し、平成30年度は、地域のワーキンググループで検討を進めながら、測量・基本設計を実施した。 令和元年度は、前年度実施した測量・基本設計をもとに実施設計を行い、令和2年度に子どもの広場（公衆便所及び休憩所を含む。）の再整備工事を行う。</p> <p>【再整備工事（予定）】 敷地面積：約6,600㎡ 主な施設：原っぱ広場、じゃぶじゃぶ池 総事業費：213,600千円 完成予定：令和3年3月末</p> <p>【実施期間】平成29年度～令和2年度 平成29年度：住民ワークショップの開催（計3回） 平成30年度：測量・基本設計 令和 元年度：実施設計 令和 2年度：工事</p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）] 再整備後は、竹や自然の地形を生かしたプレイパーク（子どもたちが、自らの想像力で工夫し、自分たちのアイデアとスタイルで遊びを作り出すことができる場）を定期的実施し、ニュータウン内だけでなく周辺地域から子育て世代を呼び込み、ニュータウンの活性化につなげる。</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

事務事業名	建設業の健全な発展に向けた週休2日工事の推進		
予算額	債務負担	新規・充実・継続の別	新規
担当課	都市企画部 都市総務課(222-3610)		
[事業実施に至る経過・背景など] 平成30年6月に成立した働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）を受け、本年6月には、品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）において発注者の責務として「働き方改革の推進」に取り組む努力義務が法制化された。 市内の建築物の安心安全を守り、魅力と活力のある持続可能な都市をつくる担い手としての市内建設事業者が果たす役割はますます重要になっている。一方、京都市における建設業の事業者数及び就業者数は、この20年間で大幅に減少している。			
[事業概要] 社会基盤を支える地域の建設業の健全な発展のためには、長時間労働の是正や週休2日の確保などの課題に対する取組を加速させていく必要がある。 令和2年度に本市が発注する建築工事（その関連工事を含む）の一部において、週休2日工事の取組を推進する。			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）] 国土交通省では、平成30年度から本格実施している。			